

大

奈良県警察本部 告示 第 46 号

道路交通法第 103 条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行う
ので、同法第 104 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 日

奈良県警察本部長

警視長 宮 西 健 至



1 日 時

令和 8 年 9 月 1 日 午前 8 時 30 分

2 場 所

奈良県橿原市葛本町 120 番地の 3

奈良県警察本部交通部運転免許課 別館意見の聴取会場